

小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業 実施の手引き

令和8年5月 沖縄県企画部地域・離島課

1 概要

- ・ 小規模離島またはSS過疎地※に所在する石油製品販売事業者を対象に、石油製品の販売に必要な施設・設備等の修繕や更新等に要する費用の一部を補助します。

※SS過疎地とは、市町村内のガソリンスタンド（SS）の数が3以下の自治体をいう（資源エネルギー庁定義）。

- ・ 補助率は95%で、補助上限額は1販売店当たり2,000万円、消費税は補助の対象外です。また、取得価格が50万円未満（消費税含む）の施設や設備の補修、修繕、改修、更新及び新增設については、補助の対象外です。
- ・ 補助金の計算過程で、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てします。

【例】

①取得価格が1,980万円（うち消費税180万円）の場合

- ・ $1,800 \text{万円 (税抜き)} \times 0.95 \text{ (補助率)} = 1,710 \text{万円}$
- ・ 補助金の額は1,710万円となる。

②取得価格が2,750万円（うち消費税250万円）の場合

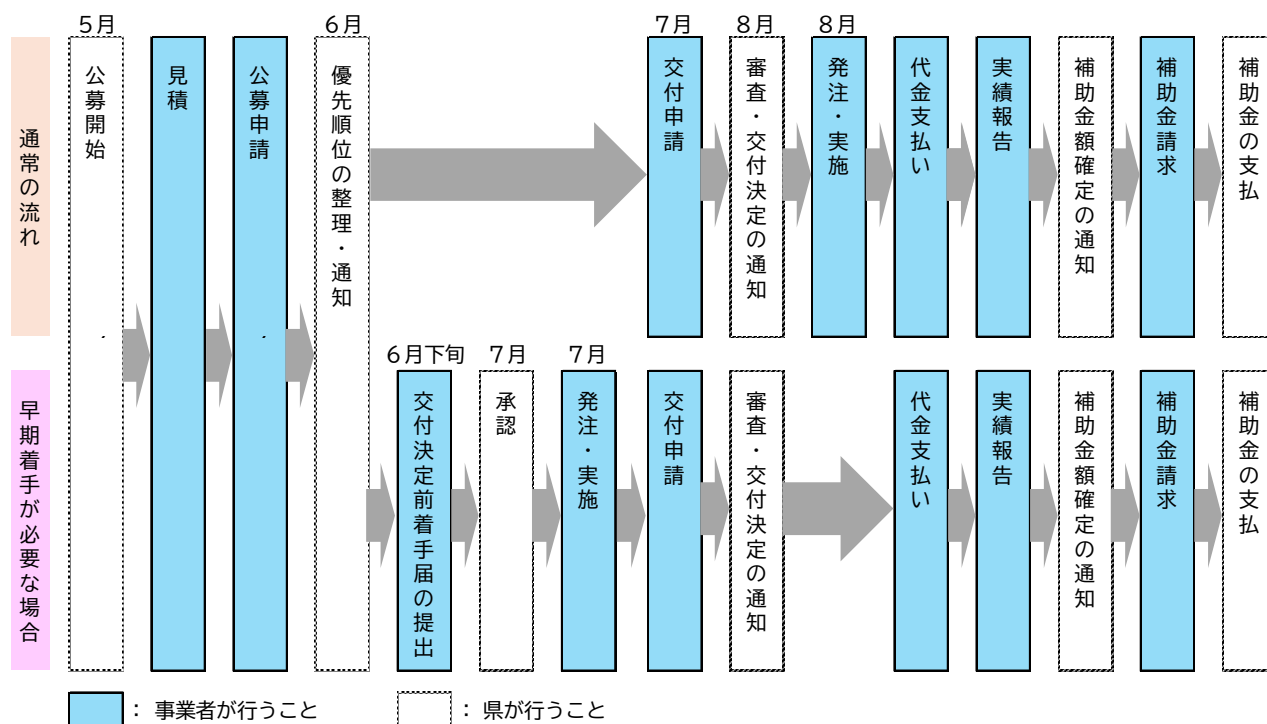
- ・ $2,500 \text{万円 (税抜き)} \times 0.95 \text{ (補助率)} = 2,375 \text{万円}$
- ・ 補助上限額が2,000万円なので、補助金の額は2,000万円となる。

③取得価格が1,270万5,000円（うち消費税115万5,000円）の場合

- ・ $1,155 \text{万円 (税抜き)} \times 0.95 \text{ (補助率)} = 1,097 \text{万} 2,500 \text{円}$
- ・ 1,000円未満は切り捨てるので、補助金の額は1,097万2,000円となる。

例	取得価格	補助対象額	補助率を 乗じた額	補助額
①	1,980万円	1,800万円	1,710万円	1,710万円
②	2,750万円	2,500万円	2,375万円	2,000万円
③	1,270万5,000円	1,155万円	1,097万2,500円	1,097万2,000円

2 手続きの流れ



① 公募（5月）

補助対象事業者向けに、本補助金の活用意向を確認するための公募を行います。

公募への申請がない場合は、補助対象となる施設や設備の整備を行う場合であっても、補助金の交付申請はできませんので、あらかじめご注意ください。

② 優先順位の整理・通知（6月）

予算額よりも多くの要望が寄せられた場合には、限られた予算を有効に活用するため、案件ごとに優先順位を付け、補助事業予定者を決定し、通知します。

なお、優先順位を付ける際には、緊急性や地域性、実現可能性などを考慮する予定です。具体的な項目や配点等については、公募の際にお知らせいたします。

② 交付申請（7月）

上記②で決定した補助事業予定者は、別途通知する期日までに、交付申請を行っていただくことになります。

③ 審査・交付決定（8月）

県による交付申請の審査後、交付決定を行いますので、施設・設備の修繕・更新等の発注については、補助金の交付決定後に行ってください。

なお、補助金の交付申請から交付決定までの事務手続きには、一定の時間を要しますので、発注から納期までに時間を要するなどの理由がある場合は、交付決定前着手届を提出し、その承認を受けることで、交付決定前に発注などを行うことができます。

- ⑤ **実績報告**（完了から 30 日以内又は 2 月 28 日のいずれか早い期日まで）
補助事業完了後、検査等を実施し、その代金のお支払いを済ませた上で、実績報告書等を提出してください。

3 公募申請

- ・ **県が別途通知する公募期間中**に、以下の「提出書類」を電子メール、ファックス又は郵送でご提出ください。

【提出書類一覧】

- ・ 公募申請書

※様式については、公募開始と併せてお知らせします。

【添付書類】

- ・ 2 社以上の見積書の写し（補修・改修の場合で、既存の契約に基づき実施する場合は、契約書の写し及び見積書の写し等金額が確認できる書類）

4 交付申請

- ・ **県が別途通知する交付申請期間中**に、以下の「提出書類」を電子メール、ファックス又は郵送でご提出ください。

【提出書類一覧】

- ・ 小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）

【添付書類】

- ・ 2 社以上の見積書の写し（補修・改修の場合で、既存の契約に基づき実施する場合は、契約書の写し及び見積書の写し等金額が確認できる書類）

5 補助事業の実施（発注・実施・代金支払い）

- ・ 県による交付申請の審査後、交付決定通知が送付されますので、交付決定通知を受け取った後に、施設・設備の補修や改修、修繕、更新の発注してください。
- ・ 交付決定日前に発注した場合は補助対象にはなりませんのでご注意ください（交付決定前着手の承認を受けた場合を除く）。
- ・ また、検査等の実施、発注先への支払いは必ず 2 月 28 日までに終わってください。発注先への支払いが 2 月 28 日を超えた場合は補助対象になりません。

6 実績報告、補助金請求

- ・ 検査等の実施、発注先への代金支払いを終えたら、**支払いから30日以内又は2月28日のいずれか早い期日までに**、以下の「提出書類」を電子メール、ファックス又は郵送でご提出ください。
- ・ 発注先からの請求書など**必要な添付書類が提出できない場合には、補助金を交付できないことがあります**ので、補助金請求まで大切に保管してください。

【提出書類一覧】

- ・ 小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業**実績報告書**（様式第9号）
- ・ 小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業**支払請求書**（様式第10号）

【添付書類】

- ・ 発注先からの請求書の写し
- ・ 発注先への振込を証する書類の写し（現金払いの場合は発注先からの領収書の写し等）
- ・ 施設・設備の補修や修繕、改修の場合は、作業（工事）完了報告書の写し及び補修・修繕・改修前後の写真等

7 概算払請求

- ・ 補助金は、事業完了後の支払いが原則ですが、施設・設備の整備に多額の経費が発生する場合は、事業者の負担軽減や資金繰りの観点から、事業完了前に補助金の一部（補助金額の9割が限度）を請求することができる制度です。
- ・ 申請者ご自身の経営や資金繰りの状況を踏まえ、適切に申請をお願いします。

【提出書類一覧】

- ・ 小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業**概算払請求書**（様式第8号）

8 取得した財産の処分制限

- ・ 補助金により取得した財産（効用の増加した財産）については、総務省所管補助金等交付規則第8条に定める期間内に、許可を受けずに処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する、取り壊し）することはできません。
- ・ 事業承継により上記の期間内に補助金により取得した財産を譲渡しなければならない場合などの事情が発生する場合は、必ず事前にご相談ください。なお、**許可を受けずに財産を処分すると補助金の返還となる可能性**がありますので、ご注意ください。

9 帳簿の管理等

- ・ 補助事業に係る補助金収入については、帳簿上他の収支と区別して管理してください。
- ・ 当該帳簿及び補助金申請等に関する書類一式は、補助事業完了の年度以降5年間保存する必要があります。
- ・ 定期的に、県による補助金検査がありますので、検査の際は、当該帳簿及び補助金申請等に関する書類を速やかに提示できるよう、日頃から書類等の整理をお願いします。
- ・ 書類の紛失等で提示ができない場合は、補助金を返還する必要が生じる恐れがあります。

10 補助対象経費

区分	対象経費	補助率	上限額
施設	石油製品の販売事業の用に供する次の施設の整備（補修、修繕、改修、更新及び新增設）に要する経費 貯蔵用タンク（地上タンクや地下タンク（配管等の付帯設備を含む））、ピット、キャノピー、危険物貯蔵所など	95%	1 販売店当たり 2,000 万円
設備	石油製品の販売事業の用に供する次の設備の整備（補修、修繕、改修、更新及び新增設）に要する経費 計量機、タンクローリー、コンテナタンク、洗車機など		

【補助対象外経費について】

- ① 消費税は補助の対象外です。
- ② 取得価格が 50 万円未満は補助の対象外です。
- ③ 石油製品の販売事業の用に供する設備等であっても、汎用性の高い設備等は、補助の対象外です。
(例) フォークリフト、配送用トラック、ドラム缶など